



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」の公表について
- (2) ファンドモニタリング調査の集計結果について
- (3) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
- (4) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 25 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

P13 お知らせ

フォトギャラリー



金融・資本市場活性化有識者会合にて挨拶する
麻生大臣（11月11日）



中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会にて挨拶する麻生大臣（11月26日）



中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会
にて挨拶する岡田副大臣（11月26日）



中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会にて
発言する福岡大臣政務官（11月26日）

トピックス

(1)「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」の公表について

金融庁では、平成 25 事務年度の監督方針を平成 25 年 9 月 6 日に公表し、金融機関に求められる役割としてデフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化といった点を明確化し、監督重点分野として「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」、「中小企業に対する経営改善支援等」を掲げ、金融機関に対して積極的な取組みを促しているところです。

金融機関による取組みの促進の観点から、金融庁では、金融機関等における中小企業に対する新規融資や経営改善支援等にかかる先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた事例集を公表しました。

金融機関においては、本事例集が活用され自主的な取組みが進むことを期待するとともに、金融機関以外の経営支援の担い手の方々においては経営支援等に当たっての一助にさせていただくことに加え、中小企業等の経営者の方々においても自らの事業拡大や経営改善等の取組みの参考としていただくものです。

<掲載事例>

本事例集は、「新規融資」、「本業の収益改善」、「経営改善・事業再生支援等」、「創業支援」の4項目で構成されています。

新規融資(14事例)

- 創業・新事業者向けの新規融資の取組み
- 経営改善支援による取組み
- 不動産担保などに過度に依存しない融資の取組み

本業の収益改善(10事例)

- 販路の拡大に向けた取組み
- 業容拡大に向けた取組み

経営改善・事業再生支援等(20事例)

- 事業再生への積極的な取組み
- 外部機関と連携した取組み
- ファンドの活用、海外進出支援、事業整理支援に関する取組み

創業支援(11事例)

- 起業・創業を目指す顧客の開拓に向けた取組み
- 産官学金により連携した取組み

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」の公表について](#)」（平成 25 年 10 月 25 日）にアクセスして下さい。

(2)ファンドモニタリング調査の集計結果について

金融庁では、ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキームをいう。）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。）・運用の実態を把握するため、

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、調査を実施しています。
 今般、調査結果の概要を取りまとめ、公表しました。

【調査結果のポイント】

1. 調査対象ファンドの販売（新規募集）状況（平成24年4月～平成25年3月）

	販売本数 (本)	販売金額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			販売本数 (本)	販売金額 (億円)
国内投資信託	18,908	628,342	49	2,361
国内投資法人	52	3,144	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	933	42,505	32	784
集団投資スキーム	2,181	14,226	28	44
合計	22,074	688,217	109	3,189

(注) 販売本数については、複数の販売業者が一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

2. 調査対象ファンドの運用状況（平成25年3月末時点）

	運用本数 (本)	運用財産額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			運用本数 (本)	運用財産額 (億円)
国内投資信託	9,164	1,615,251	173	10,276
国内投資法人	51	102,617	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	726	245,753	82	6,886
集団投資スキーム	3,893	152,380	50	190
合計	13,834	2,116,001	305	17,352

(注) 外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[ファンドモニタリング調査の集計結果について](#)」（平成25年10月3日）にアクセスしてください。

(3)「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について

IFRSの任意適用要件の緩和については、平成25年6月19日に企業会計審議会が取りまとめた「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」において、緩和の

方向性が示されたところです。

この「当面の方針」を踏まえ、IFRSの任意適用要件を緩和するため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等について、平成25年8月26日から9月25日にかけて広く意見の募集を行い、その結果等を平成25年10月28日に公表しました。また、本件の内閣府令等は、同日に公布・施行しております。

本件の内閣府令等の主な改正内容は、以下のとおりです。

まず、「当面の方針」を踏まえ、IFRSの任意適用が可能な会社(特定会社)の3つの要件のうち、IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備のみを残し、上場企業であること及び国際的な財務活動・事業活動を行っていること、という要件を撤廃しました。これにより、IFRSの任意適用が可能となる企業の範囲が有価証券報告書提出会社全てに拡大されることとなるほか、IPO企業も上場当初からIFRSを使用できるようになりました。

また、各四半期又は上半期からでもIFRSに基づく中間・四半期連結財務諸表を作成を開始することが可能となりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道関係資料」から「[「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」(平成25年10月28日)にアクセスして下さい。

(4)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成25年7月1日～同年9月30日)

金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」という。)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成25年7月1日から同年9月30日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成25年7月1日から同年9月30日までの間(以下、「今期」という。)に、9,438件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均150件となっており、平成25年4月1日から同年6月31日までの間(以下、「前期」という。)の実績180件に比べて減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,873件(構成比30%)、投資商品等に関する相談等の受付件数2,749件(同29%)、保険商品等に関する相談等の受付件数2,570件(同27%)、貸金等に関する相談等の受付件数729件(同8%)、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数517件(同6%)となっています。
3. 分野別の特徴等について
(1) 預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことから、前期に比べて、やや減少しています。

- (2) 保険商品等については、前期と比べて、ほぼ同水準となっています。
- (3) 投資商品等については、行政に対する要望等に関する相談等が減少したことから、前期に比べて、減少しています。
- (4) 貸金等については、前期に比べて、ほぼ同水準となっています。

4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (7) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等）に関するもの
- (8) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (9) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
- (10) システム障害に関するもの
- (11) 無登録営業に関するもの
- (12) 金融商品取引業者の不適正行為（ホームページを閉鎖し電話にでない、高齢者に対する勧誘等）に関するもの
- (13) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (14) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (15) 金融商品取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの

前期における情報の活用状況は、以下のとおりです。

- ・監督において行った 187 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・金融庁が着手した 20 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
 - 「本人確認に関する相談等」

- 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
- 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
- 「特約付定期預金等に関する相談等」
- 「融資に関する相談等」
- (2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
 - 「告知義務に関する相談等」
 - 「保険契約に関する相談等」
 - 「保険金の支払に関する相談等」
 - 「少額短期保険業者に関する相談等」
 - 「保険契約者の保護に関する相談等」
- (3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「金融商品の購入に関する相談等」
 - 「投資信託の購入に関する相談等」
 - 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
 - 「未公開株式の取引に関する相談等」
 - 「自社発行未公開株に関する相談等」
 - 「ファンドに関する相談等」
 - 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
 - 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
 - 「株券の電子化に関する相談等」
 - 「投資者保護制度に関する相談等」
 - 「社債に関する相談等」
- (4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
 - 「強引な取立てに関する相談等」
 - 「取引履歴の開示に関する相談等」
 - 「返済条件の変更に関する相談等」
 - 「金利引下げに関する相談等」
 - 「総量規制に関する相談等」
 - 「都道府県登録業者に関する相談等」
 - 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

- ・ 金融庁金融サービス利用者相談室
0570-016811（ナビダイヤル）、IP 電話・PHS からは 03-5251-6811
- ・ 証券取引等監視委員会の情報受付窓口
03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（「[一般のみなさんへ](#)」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 25 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）](#)」（平成 25 年 10 月 31 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

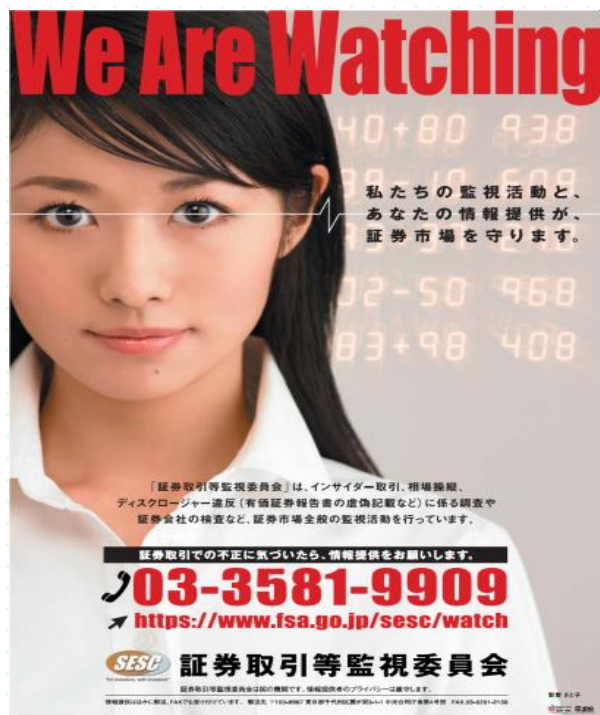
直通：03-3581-9909（情報提供窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
 直通：03-3506-6627
 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
 直通：03-3581-9854
 FAX：03-5251-2198
 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 10 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁（及び財務局等）が検査実施中の金融機関](#)
- [投資勧誘等にご注意ください！](#)
- [株式会社みずほ銀行に対する行政処分について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 25 事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等について](#)
- [公認会計士の懲戒処分について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [ファンドモニタリング調査の集計結果について](#)
- [麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 25 年 10 月 1 日（火））](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: https://twitter.com/fsa_JAPAN)

(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

